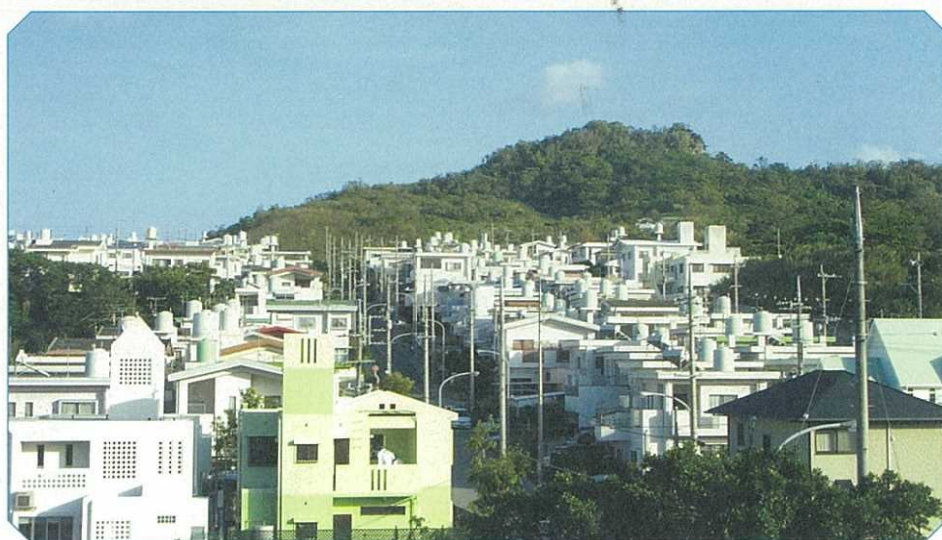


タンクの中は 汚れていませんか!



ビル・一般家庭などの飲み水を安全で衛生的に
飲むために設置者は受水槽・高置水槽を適正に
管理する必要があります。

沖縄県保健医療部

水の管理責任について

水道法では市町村などの水道事業体の責任の範囲を給水管及びこれに直結する給水器具により供給される“水”としています。従って「受水槽式給水」場合、受水槽（水タンク）以降の給水施設により供給される“水”については施設（水タンク及びこれに付随する配管設備等）の設置者がその責任を負うこととなります。

水道の水は2つの給水方式で

水道の水は「直結式給水」と「受水槽式給水」のいずれかの方式で、私達の家庭や学校そして事務所などに給水されています。



設置者の管理義務について

水道法では受水槽（水タンク）の有効容量が 10m^3 を超えるものを「簡易専用水道」と呼び、清掃及び定期検査が義務づけられています。家庭などで設置している受水槽はタンクの有効容量が 10m^3 以下のものが大半ですが、構造や機能は「簡易専用水道」と同じですので同様の管理が必要です。

受水槽（水タンク）などの施設の管理が不十分な場合、赤さび等がタンクの底に溜まったり、強い日差しがタンクを透過した結果タンクの内部で藻が発生したりすることが多く見受けられます（写真参照）。これらは、異臭味の原因となることがありますので、年に少なくとも1回は清掃を行うことが好ましいでしょう。また、藻や赤サビによる汚れ以外にも目には見えない水質の異常がないか、施設に不備な所はないかを年に1回は調べることも大切です。

藻の発生

(清掃前)



(清掃後)



赤サビ

(清掃前)



(清掃後)



※写真はいずれも水タンクの底の部分

こんなときは保健所に

受水槽式給水について、何かわかりにくいことがありましたら、どうぞお気軽に所轄の保健所や市町村の担当部局にご相談ください。

もしも
保健所
です
か



北部保健所 生活環境班
☎0980-52-2636

中部保健所 生活衛生班
☎098-938-9787

南部保健所 生活衛生班
☎098-889-6799

宮古保健所 生活環境班
☎0980-72-3501

八重山保健所 生活環境班
☎0980-82-3243

那覇市保健所 生活衛生課
☎098-853-7963

水の管理責任について

受水槽式による飲料水の供給施設のうち受水槽の有効容量、つまり最高水位最低水位の間の水量が10m³を超えるものを水道法では「簡易専用水道」として、清掃及び定期検査が義務づけられています。（主にマンションや大型店舗などに設置されているものをいいます。）

簡易専用水道の設置者に伴う義務

1 届出義務

施設を新たに設置する場合は、住所を所轄する保健所長に届出を行わなければなりません。また、既に設置されている施設で届出を行っていないもの及び既存施設を変更しようとする場合についても同様です。（簡易専用水道取扱要領第3）

※指導権限を有している市町村に設置する場合は、市町村の担当部局にお問い合わせください。

2 検査義務

毎年1回以上定期的に、水道法第34条の2第2項に定める厚生労働大臣登録機関の検査を受けなければなりません。（水道法第34条の2第2項、簡易専用水道取扱要領第5第3項）

（厚生労働大臣登録機関）

（一財）沖縄県環境科学
センター

日東化学工業株式会社

（株）沖縄環境保全研究所

（令和元年7月24日現在）

3 清掃義務

毎年1回以上定期的に、清掃をしなければなりません。清掃業者の選定に関しては、県知事登録を受けた事業者の活用を図る等により行ってください。（水道法施行規則第55条第1項第1号、沖縄県簡易専用水道取扱要領第5第1項）

4 給水停止義務

設置者は供給する水が健康を害する恐れがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水の使用が人体に害を及ぼおそれがある旨を関係者（使用者）に周知させる措置を講じなければならない。（水道法施行規則第55条第1項第4号）

違反した場合の措置

以上の義務に違反した場合には給水停止及び罰金処分を受けることがあります。（水道法第37条、53及び54条、簡易専用水道取扱要領第14）